

参加資格・業務提案審査に関する質疑・回答

参加資格・業務提案審査に関する質疑・回答（令和7年10月17日 回答）

No.	質 疑 事 項	回 答
1	1 級造園施工管理技士、又は2 級造園施工管理技士の資格を有する者は工期中現場に常に配置しなければならないのでしょうか。	本市との契約金額の内、工事費が4,500万円以上の場合、主任技術者の「専任」配置が必要です（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条第1項）。また、本事業は主任技術者の要件として、1 級造園施工管理技士又は2 級造園施工管理技士の有資格者であることを求めます。尚、「専任」は必ずしも当該工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

業務提案審査に関する追加質疑・回答（令和7年11月14日 回答）

No.	質 疑 事 項	回 答
1	3-(4)-イ 仕様について セクションはコンクリート製のみ、もしくはスチール製のみを組み合わせてもよいか。また、セクションの形状・大きさ・配置は地元スケートボード関係者との意見交換の後決定とあるが、こちらで選定している以外の材質・形状・寸法のものを要求された場合は金額の変更の対象か。	セクションはコンクリート製のみ、もしくはスチール製のみ、又はその両方の組み合わせとします。 セクションの材質・形状・寸法については、提案内容とのバランスをとりながら、提案金額の範囲内において、地元スケートボード関係者の意見を反映して下さい。
2	4-(2) 工事について 工事について淀川河川事務所との協議において当初想定している設計から変更があった場合は金額の変更の対象となるか。	淀川河川事務所との協議に伴い、要求水準書に記載されていない項目の実施が必要となった場合は、工事内容の増減を行い、提案金額の範囲内となるよう調整します。
3	河川法にある+1000 mmを超えるセクションは容易に移動できるという事は、車両で搬出できると認識でよいか。	「+1,000mm を超える部分」は「容易に取外し移動できる構造」、「容易に撤去・移動・復旧できる構造」として下さい。尚、「+1,000mm を超える部分」の搬出には車輛を使用します。

4	<p>提案の内容にない図面・パース等作成や、工事内容の変更、また人員配置の変更、増員がある場合は金額の変更対象という認識でよいか。</p>	<p>本市との協議に伴い、要求水準書に記載されていない項目の実施が必要となった場合は、工事内容の増減を行い、提案金額の範囲内となるよう調整します。但し、着工後予期せぬ埋設物が発見されるなど不測の事態への対応が必要な場合は、金額変更の対象とします。</p>
5	<p>主任技術者について協議、設計期間中は現場管理等が現地工事着工までは他公共工事の主任技術者として登録することは可能か。</p>	<p>工事期間外であれば、他の公共工事の主任技術者として登録可能です。尚、本事業において設計・工事監理費を除いた工事請負代金の額が4,500万円未満の場合は、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項により、工事期間中も「専任配置」は不要です。</p>